

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月29日

香川県監査委員 林 勲
 同 大西 均
 同 香川 芳文
 同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高速道路交通警察隊	平成28年1月6日
交通機動隊	〃
高松西警察署	〃
機動隊	〃
運転免許課	平成28年1月7日
警察学校	〃
小豆警察署	〃
丸亀警察署	平成28年1月8日
坂出警察署	〃
交通企画課	平成28年1月28日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
刑事企画課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
公安課	平成28年1月29日
警備課	〃
生活安全企画課	〃
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
総務課	〃
広聴・被害者支援課	〃

企画課	〃
人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
東かがわ警察署	平成28年2月25日
さぬき警察署	〃
高松東警察署	〃
高松北警察署	〃
高松南警察署	〃
琴平警察署	〃
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど、一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

検視等検案謝金について、支払額に誤りがあった。(東かがわ警察署)

(3) 検討指示事項

該当事項なし